

社会福祉法人みやこ町社会福祉協議会
理事・監事選考委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人みやこ町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員会における、理事・監事（以下「役員」という。）の選任について、社会福祉法人みやこ町社会福祉協議会理事・監事選考委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項について定める。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、本会の役員の選考及び推薦を行うための機関として設置する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、評議員2名、事務局員2名、外部委員2名の合計6名で構成する。

(委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(委員の報酬等)

第5条 委員会の委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には費用を弁償することができる。

(招集)

第6条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議長の選任)

第7条 委員会の議長は、委員の互選とする。

(役員の選考及び評議員会への提案)

第8条 役員の選考及び推薦を社会福祉法人みやこ町社会福祉協議会役員・評議員選任規程に基づいて行う。

(役員の選考)

第9条 委員会は、本会の役員として選考した候補者を理事会に提案する。

(決議)

第10条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(補則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この細則は、令和2年6月18日から運用する。